

環境委員会資料

令和2年2月6日

【陳情の審査】

陳情第34号

ペットボトルの回収に食品容器のペットを含めての回収
に関する陳情

資料1 陳情第34号説明資料 ペットボトル及びプラスチック
製容器包装のリサイクルについて

環 境 局

- 本市では、ペットボトルやプラスチック製容器包装についてリサイクル関連法に基づき、市が分別収集し、資源化処理施設で選別・ベール化した後に、リサイクル（再商品化）業者に引き渡している。

1 関連法令等

- リサイクル関連法
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）
…分別品目の区分や分別基準、再商品化の手法、関係者の役割分担など
「資源の有効な利用の促進に関する法律」
…識別マーク表示など

- 法令上「ペットボトル」と「プラスチック製容器包装」は別に区分されており、**ペット樹脂製であっても、プラスチック製容器包装のものも存在**

ペットボトル …… 飲料用や調味料などの一部製品※
プラスチック製容器包装 …… ペットボトル以外のペット樹脂製の容器等

※ ペットボトルの対象区分（関係政省令抜粋）

次に掲げる内容積150ml以上の物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるもの「1 しょうゆ」、「2 しょうゆ加工品」、「3 アルコール発酵調味料」、「4 みりん風調味料」、「5 食酢」、「6 調味酢」、「7 ドレッシングタイプ調味料」、「8 飲料」

2 再商品化された商品の例

市町村からリサイクル業者に引き渡されたペットボトルやプラスチック製容器包装は、ペレット等の原料や製品としてリサイクル

① ペットボトル



- ・ペットボトル（飲料用ペットボトルなど）
- ・容器類（食品用トレイなど）
- ・シート類（粘着ラベル、下敷きなど）
- ・繊維類（衣類、フロアマットなど）
- ・プラスチック製品（プラボード、バケツなど）



② プラスチック製容器包装（ペット樹脂製の容器含む）



- ・プラスチック製品（プラボード、バケツなど）
- ・再生樹脂（擬木用樹脂など）
- ・化学原料（高炉還元剤、合成ガスなど）



3 本市の分別収集・処理の流れ

① ペットボトル

- ペットボトルは空き缶と一緒に収集しており、市の資源化処理施設で選別・ベール化後、リサイクル業者に引き渡し
- 平成30年度実績 収集量：**4,846t** 引取業者：JFE環境（現J&T環境）、東京ペットボトルリサイクル、オールイストリサイクル



収集



引渡し



② プラスチック製容器包装（ペット樹脂製の容器含む）

- プラスチック製容器包装は単独で収集しており、市の資源化処理施設で選別・ベール化後、リサイクル業者に引渡し
- 平成30年度実績 収集量：**12,723t** 引取業者：JFEプラリソース



収集



引渡し



参考 マークの表示例

